

令和8年3月26日

地域の相談支援体制整備に係る情報共有



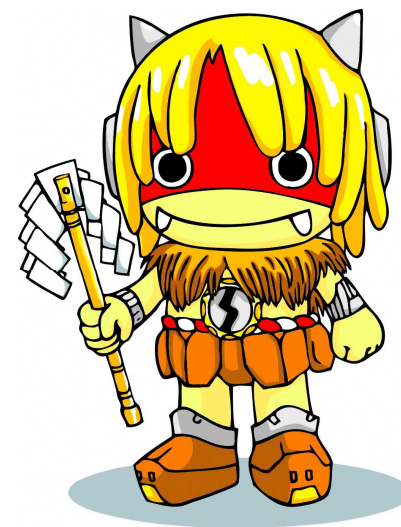
秋田県健康福祉部障害福祉課
地域生活支援チーム
主事 近藤駿

本セッションの目的

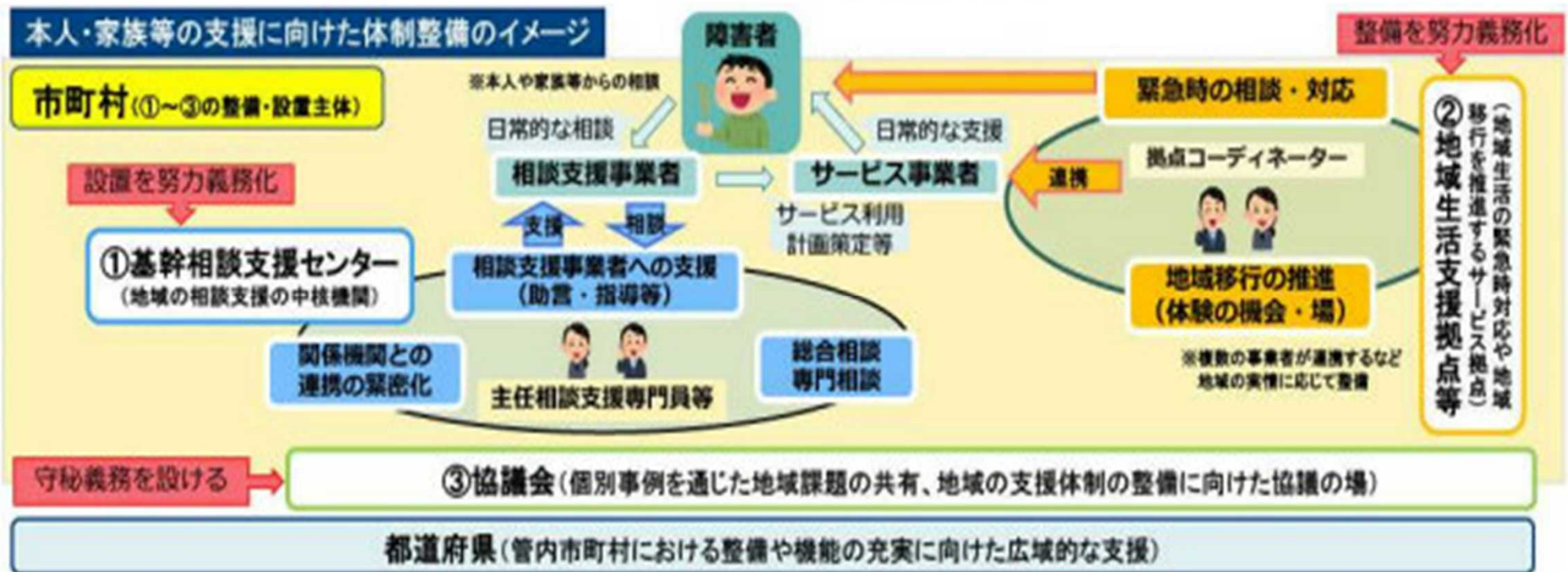
- 相談支援体制についておさらい
- 県の広域的支援についてご紹介
- 国のツール、新規県研修の案内

目次

1. 相談支援体制のおさらい
2. 県内の設置状況
3. 県の広域的支援について
4. 国のツールについて
5. 令和8年度の新規県研修について



相談支援体制のポイント



相談支援体制のここがポイント

① 基幹相談支援センター

👉 地域の司令塔・相談支援員の支え

② 地域生活支援拠点等

👉 365日24時間の生活セーフティネット

③ 協議会（自立支援協議会）

👉 地域課題を施策につなげる場

県内の設置状況（基幹相談支援センター）

※R7.4.1現在 12/25市町村にて設置

	事務局市町村	直営	委託 (事業所数)	基幹相談支援センター名
1	秋田市	○	3	秋田市基幹相談支援センター
2	能代市		1	能代市障がい者基幹相談支援センター
3	横手市		1	横手市障がい者基幹相談支援センター
4	大館市		1	大館市基幹相談支援センター
5	男鹿市	○		男鹿市基幹相談支援センター
6	湯沢市		1	湯沢市基幹相談支援センター
7	鹿角市		1	鹿角市障がい者総合サポートセンター
8	由利本荘市		1	由利本荘市障がい者基幹相談支援センター
9	大仙市		1	大仙市基幹相談支援センター かのん
10	北秋田市		1	北秋田市基幹相談支援センター
11	にかほ市		1	にかほ市障がい者基幹相談支援センター
12	八峰町		1	八峰町障害者基幹相談支援センター

※小坂町 令和8年4月設置予定（委託先等は現在検討中）

県内の設置状況（地域生活支援拠点等）

※R7.4.1現在 18/25市町村にて設置

市町村名	圏域設置	多機能拠点整備型①	面的整備型②	①+②型
1 秋田市			○	
2 能代市			○	
3 横手市			○	
4 大館市				○
5 男鹿市			○	
6 鹿角市			○	
7 由利本荘市			○	
8 潟上市			○	
9 大仙市			○	
10 北秋田市	北秋田圏域	○		
11 にかほ市			○	
12 上小阿仁村	北秋田圏域	○		
13 八峰町			○	
14 仙北市				○
15 美郷町			○	
16 湯沢市	湯沢雄勝圏域		○	
17 羽後町	湯沢雄勝圏域		○	
18 東成瀬村	湯沢雄勝圏域		○	

県内の設置状況（市町村自立支援協議会）

※市町村協議会の状況（R7.4.1現在）

市町村名		事務局以外の市町村	市町村名		事務局以外の市町村
1	秋田市		11	北秋田市	上小阿仁村
2	能代市		12	にかほ市	
3	横手市		13	仙北市	
4	大館市		14	小坂町	
5	男鹿市		15	藤里町	
6	湯沢市	羽後町、東成瀬村	16	三種町	
7	鹿角市		17	八峰町	
8	由利本荘市		18	五城目町	八郎潟町、井川町、大潟村
9	潟上市		19	美郷町	
10	大仙市				

※共同設置も含め全25市町村にて自立支援協議会を設置済み

県の広域的支援

◆各市町村の体制整備や困難事例

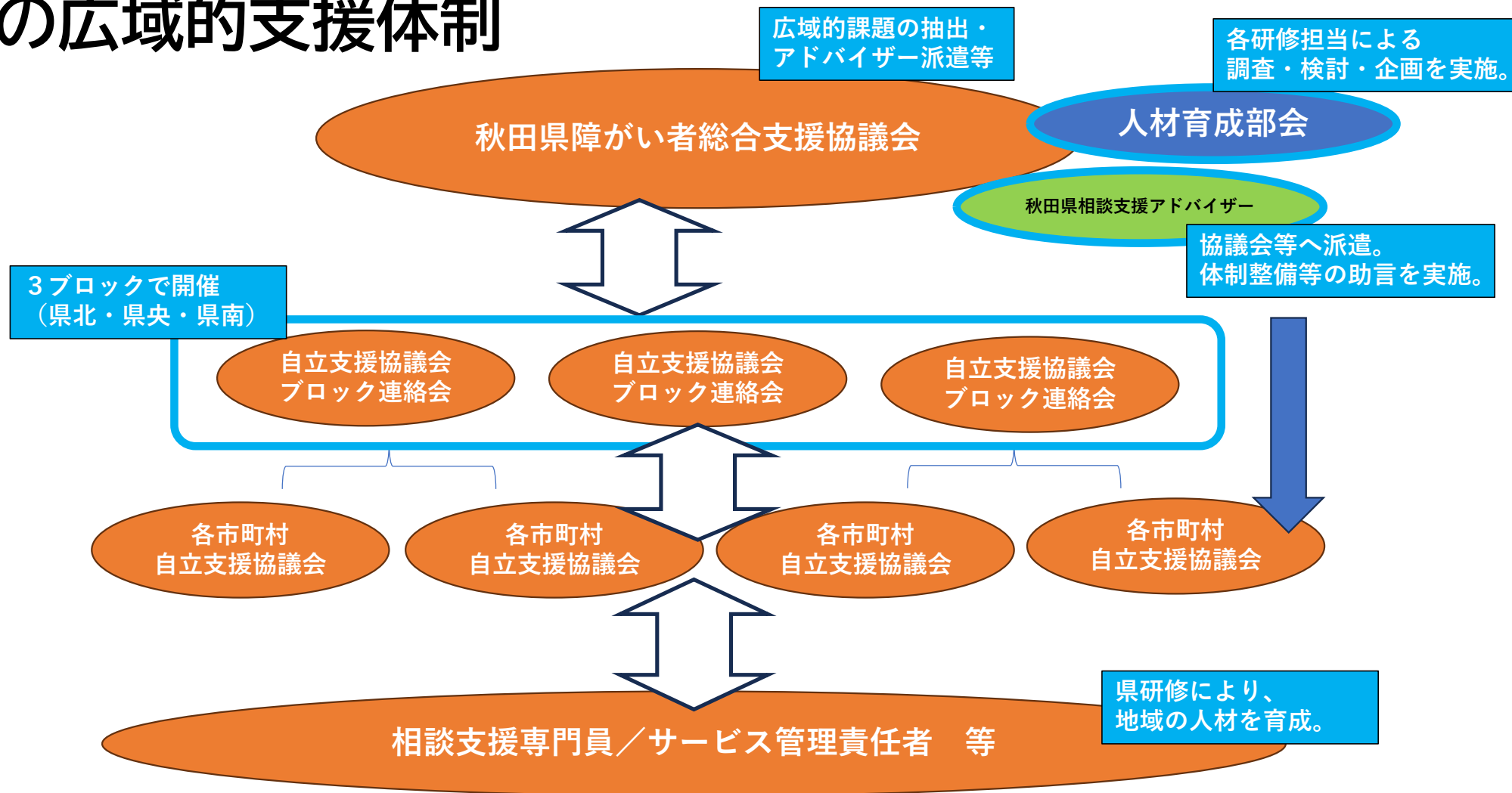
👉 詳しい人の助言が欲しい

👉 先進事例が知りたい

👉 他の市町村の状況が知りたい

 県の広域的支援でバックアップします！

県の広域的支援体制



事業① 秋田県相談支援アドバイザー派遣事業

◆県からアドバイザーを派遣し、助言を実施

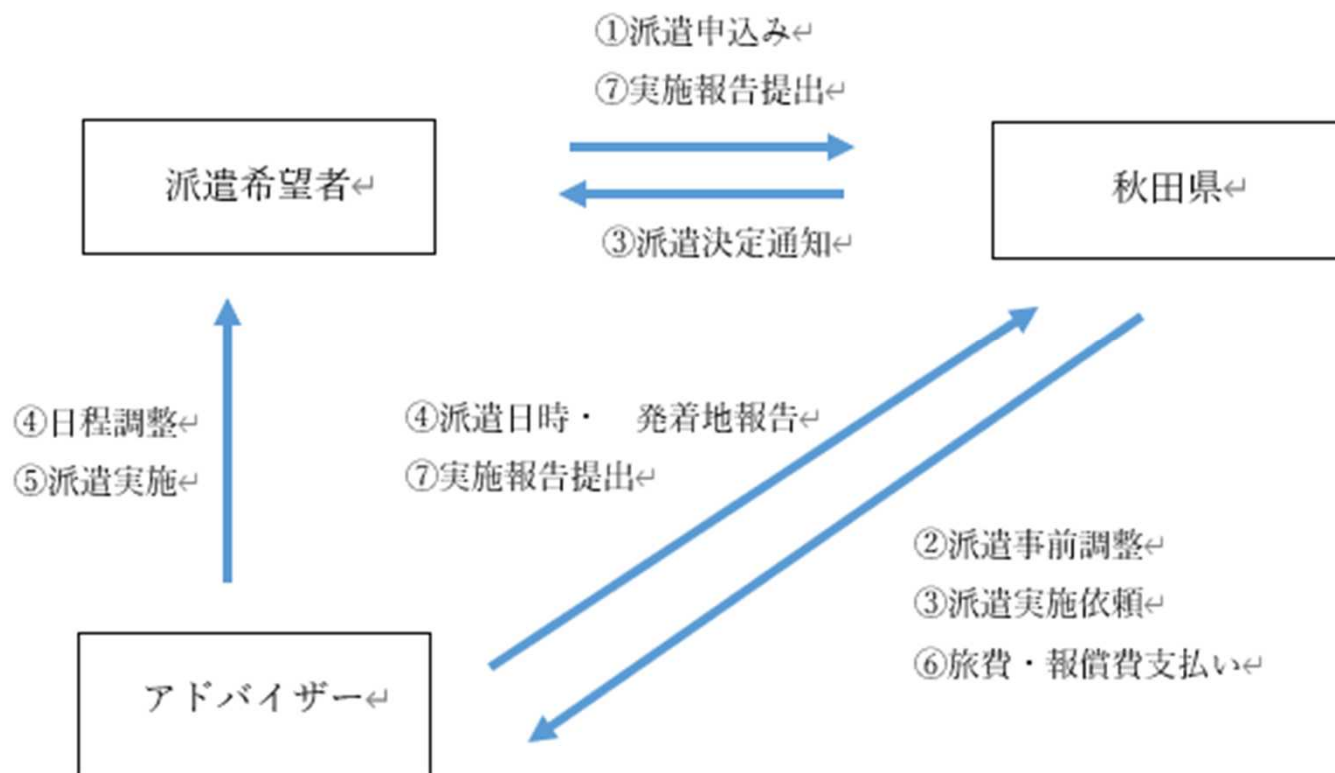
【助言メニュー】

- 👉 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- 👉 地域では対応困難な事例に係る助言
- 👉 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助 等

 個別課題・体制整備のバックアップをします！

事業① 秋田県相談支援アドバイザー派遣事業

アドバイザー派遣事業スキーム



**アウトリーチ支援は
引き続き実施します！**

事業① 秋田県相談支援アドバイザー派遣事業

◆令和7年度派遣実績 16回派遣

👉 うち8回が市町村・協議会派遣

👉 今年度初めて「アウトリーチ派遣」を実施！

👉 協議会の再開・活性化や体制整備がメイン

👉 具体的な設置に繋がった市町も！


(例) 基幹相談支援センターに係る助言

事業② 市町村自立支援協議会ブロック連絡会

◆協議会を対象とした意見交換の場を設けます！

【概要】

- 👉 例年9～10月（R7年度は10月開催）
- 👉 県内を3ブロックに分けて、オンラインで意見交換
- 👉 議題は「市町村の自立支援協議会の活動状況や体制」など

 ネットワーク形成と情報共有の場を作ります！
ぜひご参加ください！

事業② 市町村自立支援協議会ブロック連絡会


◆ブロック連絡会のここがポイント

- 👉 近隣市町村の取組を知ることができる。
- 👉 圏域の状況について情報・意見交換できる。
- 👉 他ブロックの県アドバイザーも参加！
- 👉 アドバイザーによる助言・事例提供も可！

国のツールについて

Q.地域の相談支援体制について、
何からはじめたらいいか・・・？

A.国のツールを活用して基本的な事項を
理解するところから！

 「大切にしてほしい31のチェック項目」

「大切にしてほしい31のチェック項目」

I. 相談支援体制構築のための基礎理解	
1	<p>相談支援専門員の創設と（自立支援）協議会の設置</p> <p>1 相談支援専門員と（自立支援）協議会は、障害福祉施策を推進する行政の機能をサポートする重要な仕組みであることを理解している。</p> <p>2 相談支援専門員は、相談者の年齢や障害毎の区別なく支援できるように制度化された職種であるということを理解している。</p>
II. 相談支援体制の構築に必要な理解と実践	
1	<p>行政の担当部署</p> <p>3 障害福祉担当係の窓口対応において、相談者の相談内容を丁寧に聞き取っている。</p> <p>4 障害福祉担当係において、相談者に担当者を分かりやすく明示するなど、責任の所在をはっきり示している。</p> <p>5 障害福祉担当係で対応に苦慮する場合には、上司や部署内で相談できる。</p>
2	<p>行政内における連携</p> <p>6 庁内連携が必要な場合には、障害福祉担当係内だけでなく、関係部署にもタイムリーに相談・対応できるチームが組める。</p> <p>7 精神保健分野と協働して、相談支援体制を整備する重要性を理解している。</p> <p>8 重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備が目的であり、総合窓口をつくるための事業でないこと、また事業の推進にあたっては調整機能が重要であることを理解している。</p>
3	<p>行政と委託相談等との連携</p> <p>9 相談者の状況等によっては、障害福祉担当係と管内の委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等に情報共有や協働体制が組める。</p> <p>10 委託元である市町村は、委託相談支援事業者の事業計画等について事業評価を行う等、事業運営の中立性・公平性を担保する仕組みがある。</p>

「大切にしてほしい31のチェック項目」

4 基幹相談支援センター	11	計画相談（指定特定・指定障害児）、委託相談（市町村障害者相談支援事業）、（中核機能強化加算を算定している）児童発達支援センターとの連携による相談支援体制が整備されている。
	12	計画相談・地域相談について、報酬による収入で事業経営が成立可能と理解している。
	13	複数の計画相談支援事業所が協働して一体的管理運営を行う体制を確保することや、「相談支援員」の導入など、相談支援体制の充実にに向けた取組を計画的に促進している。
	14	のぞまないセルフプランの解消に向けた具体的な取組を行っている。
	15	委託相談は、計画相談支援によらない人を対象に、福祉サービスの利用援助等が必要な人に対して相談支援を行うものという役割分担ができています。 （注）委託相談が計画相談にプラスして手厚い支援をすることではない。
	16	相談者の状況に応じて、モニタリング頻度を上げる、または地域定着支援、自立生活援助を活用する等の体制を整備している（目指している）。
	17	基幹相談支援センターの中核的な機能である「相談支援従事者の支援者支援」「協議会の運営の関与を通じた「地域づくり」の業務」を行っている（あるいは体制の構築を進めている）。
	18	市町村の障害福祉担当係と基幹相談支援センターが協働して、サービス等利用計画やモニタリング結果の検討・検証を行っている。

令和8年度新規県研修

👉 次の2つの研修を新たに実施

👉 詳細は新年度に公開します

1. 意思決定支援研修

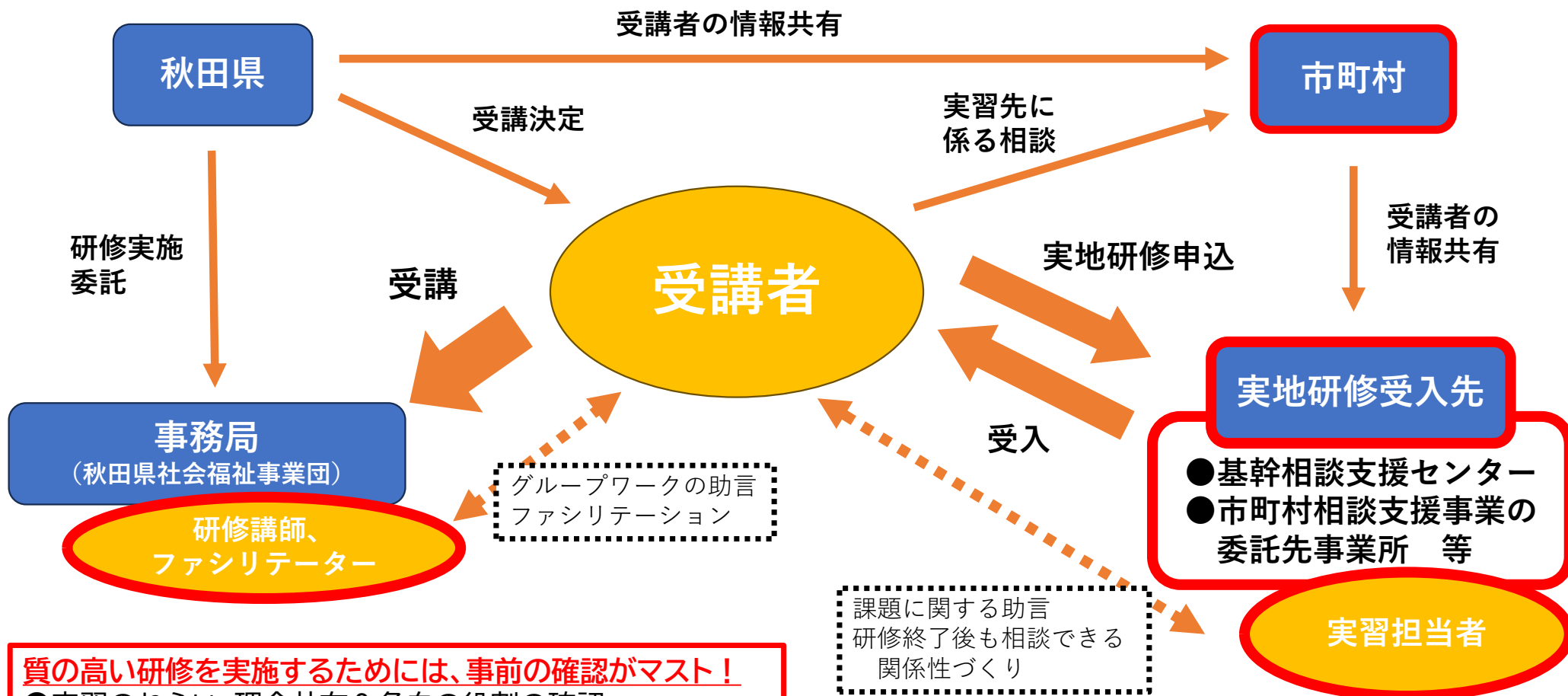
※入所施設等優先の予定

2. 高次脳機能障害支援者研修

(3. 同行援護従業者養成研修の受講費補助)

秋田県相談支援従事者研修（初任・現任） 実地研修イメージ図

秋田県障害福祉課



質の高い研修を実施するためには、事前の確認がマスト！

- 実習のねらい・理念共有 & 各自の役割の確認
 - 実習のポイント、流れの理解
- 新年度、**実地研修説明会**へご参加下さい。